

9～14 消費税、酒税以外の間接税各表

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの、消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税実績を掲げた。

ただし、印紙税については上記期間における現金納付に係る分を掲げた。

2 消費税、酒税以外の間接税の概要

(1) 「9 たばこ税及びたばこ特別税」

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率は、次のとおりである。

(種 類)	(た ば こ 税)	(た ば こ 特 別 税)
イ 喫煙用の製造たばこ	1,000本につき 3,126円	1,000本につき 820円
・第1種(紙巻たばこ)		
・第2種(パイプたばこ)		
・第3種(葉巻たばこ)		
・第4種(刻みたばこ)		
ロ かみ用の製造たばこ		
ハ かぎ用の製造たばこ		
ニ 紙巻たばこ旧3級品	1,000本につき 1,484円	1,000本につき 389円

(2) 「10 揮発油税及び地方道路税」

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油税及び地方道路税の税率は、揮発油1klにつき次の金額である。

揮発油税	48,600円
地方道路税	5,200円
計	53,800円

(3) 「11 航空機燃料税」

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率は、航空機燃料1klにつき26,000円である。

ただし、沖縄路線航空機 1klにつき 13,000円

特定離島路線航空機 1klにつき 19,500円

(4) 「12 石油ガス税」

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税率は、課税石油ガス1kgにつき17円50銭である。

(5) 「13 印紙税」

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

印紙税の税率は、次のとおりである(一般的な契約書、証書等のうち主なものについて掲げた。)

イ 不動産の譲渡契約書、消費貸借契約書、運送契約書

契約金額により 200円～60万円(契約金額1万円未満は非課税)

不動産の譲渡契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。

ロ 請負契約書

契約金額により 200円～60万円(契約金額1万円未満は非課税)

建設工事に係る請負契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。

ハ 約束手形、為替手形

手形金額により 200円～20万円(手形金額10万円未満は非課税)

ニ 株券、出資証券、社債券、受益証券

券面金額により 200円～2万円

ホ 預貯金証書、保険証券、信用状等

1通につき 200円

ヘ 配当金額収証、配当金振込通知書

配当金額3,000円以上の場合 200円(配当金額3,000円未満は非課税)

ト 売上代金に係る金銭、有価証券の受取書

受取金額により 200円～20万円(受取金額3万円未満は非課税)

チ 預貯金通帳、信託通帳、保険料通帳

1冊1年につき 200円

リ 判取帳

1冊1年につき 4,000円

(6) 「14 電源開発促進税」

電源開発促進税は、一般電気事業者の販売電気の電力量に対して課税される。

電源開発促進税の税率は、販売電気千kw時につき 425円である。

(参考)

「石油石炭税」

石油石炭税は、原油の採取場から移出する原油、ガス状炭化水素又は石炭及び保税地域から引き取る原油、石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に対して課税される。

石油石炭税の税率は、原油及び輸入石油製品は1klにつき 2,040円、輸入液化石油ガスは1tにつき 800円、国産天然ガス及び輸入天然ガスは1tにつき 840円、石炭は1tにつき230円である。

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 数 量	税 額
	千本	千円
紙 巻 た ば こ	7,608,257	29,540,350
パ イ プ た ば こ	16	64
葉 巻 た ば こ	60	236
刻 み た ば こ	22	87
か み 用 の 製 造 た ば こ	—	—
か ぎ 用 の 製 造 た ば こ	—	—
税 額 計	—	29,540,737
手 持 品 課 税 額	—	—
合 計 税 額	—	29,540,737
控 除 税 額	—	123,909
差 引 税 額	—	29,416,825
加 算 税 { 過 少 申 告	—	—
{ 無 申 告	—	—
課 税 人 員		24 人
還 付 金 額		— 千円
納 期 限 延 長 税 額		— 千円

調査期間等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績である。

(注) 税関分は含まない。

(2) 製造場数

区 分	場 数	
	場	
製 造 場 {	製 造 た ば こ 製 造 場	—
	原 料 事 務 所	1
	そ の 他	—
法 定 製 造 場	14	
合 計	15	

調査時点：平成17年3月31日

(3) 免除状況

区 分	未 納 税	輸 出 免 税	そ の 他	合 計
紙 卷 た ば こ	千本	千本	千本	千本
{ 本 則 税 率	15,238,244	3,974	—	15,242,218
{ 暫 定 税 率	500	—	—	500
{ 小 計	15,238,744	3,974	—	15,242,718
パイプたばこ	8	—	—	8
葉巻たばこ	16	3	—	19
刻みたばこ	—	—	—	—
かみ用の製造たばこ	—	—	—	—
かぎ用の製造たばこ	—	—	—	—
合 計	15,238,769	3,977	—	15,242,747
人 員	50 人	74 人	— 人	124 人

(資料) たばこ税免除高集計表

調査期間等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に免除の申請又は処理をしたものである。

(注) 税関分は含まない。

10 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	kl	千円
移出数量	3,040,592	—
欠減控除数量	41,049	—
場内消費数量	—	—
用途外使用等数量	—	—
計	2,999,543	161,375,445
控除税額	—	318
差引計	—	161,375,125
加算税		
過少申告	—	—
無申告	—	—
合計	—	161,375,125
課税人員		49 人
還付金額		— 千円
納期限延長税額		23,671,141 千円

調査期間等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(注) 税関分は含まない。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	移出数量	欠減控除数量	場内消費数量	用途外使用等数量	計		課税人員
					数 量	税 額	
	kl	kl	kl	kl	kl	千円	人
平成12年度	2,430,922	32,816	98	—	2,398,106	129,018,063	36
13	2,623,272	35,414	—	—	2,587,858	139,226,778	43
14	2,711,102	36,600	—	—	2,674,503	143,888,242	53
15	2,909,264	39,275	—	—	2,869,988	154,405,341	81
16	3,040,592	41,049	—	—	2,999,543	161,375,445	49

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 関係場数

区 分	場 数
	場
製 造 場	
製 油 所	3
天 然 揮 発 油 製 造 場	—
廃 油 再 製 工 場	—
そ の 他	4
石 化 学 工 油 場	
ガ ス 工 場	1
特 定 石 油 化 学 製 品 製 造 場	7
そ の 他	1
未 納 税 蔵 置 場	5
特 定 石 油 化 学 製 品 蔵 置 場	5
免 税 揮 発 油 使 用 場	
航 空 用 揮	7
発 電 等 用 揮	—
ゴ ム 用 揮	3
塗 料 用 揮	2
ノ ル マ ル パ ラ フ ィ ン 用 揮	—
印 刷 用 イ ン キ 用 揮	3
接 着 剤 用 揮	—
洗 浄 用 又 は 離 型 用 揮	1
特 定 石 油 化 学 製 品 使 用 場	69
駐 留 軍 等 用 免 税 使 用 場 指 定 店 舗	—
外 国 公 館 等 用 指 定 給 油 所	8
合 計	119

調査時点：平成17年3月31日

11 航空機燃料税

(1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	kl	千円
積込数量及び税額	69,181	1,775,072
控除税額	—	36,108
差引計	—	1,738,951
加算税 {	過少申告	—
	無申告	—
	重	—
合計	—	1,738,951

調査期間等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(2) 関係場数

区 分	納 税 地 数	
	場	
特例承認に係るもの	23	
その他 {	定期運送事業者に係るもの	12
	その他のもの	52
合計	87	

調査時点：平成17年3月31日

12 石油ガス税

(1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
	t	千円
移 出 重 量	40,852	715,076
控 除 税 額	—	983
差 引 計	—	714,006
加 算 税 {	過 少 申 告	—
	無 申 告	663
合 計	40,852	714,668
課 税 人 員		1,784 人
還 付 金 額		— 千円
納 期 限 延 長 税 額		1,534 千円

調査期間等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績である。

(注) 税関分は含まない。

(2) 関係場数

区 分	場 数	
	場	
営 業 用 ス タ ン ド	120	
自 家 用 ス タ ン ド	25	
脱 着 式 容 器 充 て ん 場	15	
そ の 他	4	
合 計	164	
免 税 課 税 {	原 料 用	—
	石 油 ガ ス 熱 源 用	—
使 用 場		

調査時点：平成17年3月31日

13 印 紙 税

(1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員
	千円	人
税 印 押 な っ (第9条関係)	2,646	36
印紙税納付計器の使用によるもの (第10条関係)	228,967	327
書 式 表 示 (第11条関係)	1,733,585	2,942
預金通帳の一定時納付によるもの (第12条関係)	1,816,191	25
計	3,781,388	3,332
充 当 税 額	3,069	—
差 引 計	3,778,320	—
加 算 税 {	過 少 申 告 245	—
	無 申 告 119	—
	重 245	—
過 怠 税	230,634	714
還 付 金 額	31,229	—
印 紙 税 納 付 計 器 {		105 人
設 置 者 数		133 台
設 置 台 数		

調査期間等：平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の現金納付による印紙税の課税実績を示したものである。

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債権等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付による手数を省くため例外的に相当額を現金で納付することを認めている。この場合、①課税物件に政府の定める書式による表示をするのを書式表示といい、②税印の押なっを受けることを税印押なっという。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	税印押なっ	印紙税納付計器の使用によるもの	書式表示	預金通帳の一定時納付によるもの	合 計	納 税 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成12年度	1,278	268,630	1,835,171	1,840,463	3,945,542	3,554
13	1,370	255,846	1,868,526	1,848,167	3,973,905	3,385
14	1,598	234,832	1,866,102	1,842,035	3,944,566	3,363
15	1,389	236,226	1,804,102	1,831,097	3,872,813	3,245
16	2,646	228,967	1,733,585	1,816,191	3,781,388	3,332

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

14 電源開発促進税

課税状況

区 分	数 量	税 額	
	千kW時	千円	
販売電気の 電力 量	従量料金制の供給販売電気	26,911,997	—
	定額料金制の供給販売電気	172,104	—
	計量自家使用販売電気	85,004	—
	推計自家使用販売電気	16,004	—
計	27,185,109	11,553,671	
加算税	過少申告	—	—
	無申告	—	—
	重	—	—
合 計	—	11,553,671	
課税人員		12 人	